



2022年10月13日

各 位

会社名 日立金属株式会社
代表者名 執行役会長 兼 執行役社長
西山 光秋
(コード番号 5486 東証プライム市場)
問い合わせ先 コミュニケーション部長 坪内 泉
(TEL. 050-3664-9519)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2022年12月上旬ないし中旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を招集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会を開催する場合に備え、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年11月1日（火）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 公告日 2022年10月17日（月）

(2) 基準日 2022年11月1日（火）

(3) 公告方法 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。

<https://www.hitachi-metals.co.jp/koukoku/koukoku20221017.pdf>

2. 本株主総会の開催予定日及び付議議案について

2022年9月26日付当社プレスリリース「株式会社BCJ-52による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社BCJ-52（以下「公開買付者」といいます。）が同日に

公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合には、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針とのことであり、本公開買付けにおいて公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び株式会社日立製作所が所有する当社株式（以下「日立製作所所有株式」といいます。）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）並びに本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本株主総会を速やかに開催することを当社に要請する予定とのことです。

当社は、上記の場合には当該要請が当社に対してなされる予定であることから、本株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i) 本公開買付けが成立しなかった場合、又は、(ii) 本公開買付けが成立した場合でも、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び日立製作所所有株式を除きます。）を取得できたときには、当社は、本株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上